

令和2年4月6日

就職活動中の皆さんへ

信州大学キャリア教育・サポートセンター

信州大学総合健康安全センター

「新型コロナウイルス感染症」拡大下における就職活動での
健康診断証明書等の取扱いについて

現在「新型コロナウイルス感染症」の全国的な拡大のため、本学においても、通学による授業の開始を5月11日（月）まで延期することが決定しました。これに伴い、例年春に実施する学生定期健康診断も延期いたしました。よって、例年は5月中旬以降、本学から発行していた健康診断証明書を、従来どおり発行することができない状況となっています。

一方で、皆さんが個別に医療機関で健康診断を受けることは、皆さん自身の感染リスクを高める可能性があるだけでなく、非常時の医療機関に負担を強いることとなり、推奨できません。

就職・採用活動において、相手先の企業等から採用選考の過程及び採用内定後に健康診断証明書等の提出を求められるケースは多いと考えます。しかし、これ以上の新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、下記の事項を先方に伝え、健康診断証明書等の提出を留保いただくようお願いしてください。このような取り扱いを依頼する際には、必要に応じて別添1及び2の文書を印刷しご利用ください。

なお、相手先企業等へ健康診断証明書等提出の留保をお願いしたにも関わらず、提出を求められた場合には、①仮に健康診断証明書を提出する場合、昨年度の検査結果に基づく

証明書でも支障ないか、及び②証明書において必要な検査項目を先方へ確認の上、総合健康安全センター又は各学部保健室へご相談ください。

記

- 1 大学で受診予定であった健康診断が延期となり、健康診断証明書の発行は依頼できないこと
- 2 市中の病院・医院へ出かけることは、無用な混乱を招きかねないので控えているため、健康診断証明書等を取得することができないこと

以上

【本件問い合わせ先】

◆健康診断書に関すること：総合健康安全センター

電話 0263-37-2157

◆就職活動に関すること：キャリア教育・サポートセンター

電話 0263-37-2186 メール [gakumu-syusyoku\[at\]shinshu-u.ac.jp](mailto:gakumu-syusyoku@shinshu-u.ac.jp)

(メール送信時には[at]を半角「@」に変更してください。)

令和2年4月

関係各位

信州大学長 濱田 州博

「新型コロナウイルス感染症」拡大下における就職活動に
ともなう健康診断証明書等の取り扱いについて（お願い）

本学では例年、4月中に学生定期健康診断を終了し、5月にはその結果に基づく健康診断証明書を発行しております。しかしながら、本年度は他大学と同様、新型コロナウイルス感染症の流行により例年と同様の対応をとることは不可能であり、現時点では健康診断の実施時期を確定することができません。

また、学生各自が個別に医療機関で健康診断を受けることも、医療機関のおかれた時下の状況に鑑みると推奨することはできません。

このような状況下であることをご理解いただき、採用選考及び採用内定後における健康診断証明書等の提出を留保することをご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本件に係る就職問題懇談会事務連絡（令和2年3月31日付け）を添付（別添2）しますので、ご参考ください。

【本件問い合わせ先】

◆健康診断書に関すること：総合健康安全センター

電話 0263-37-2157

◆就職活動に関すること：キャリア教育・サポートセンター

電話 0263-37-2186 メール [gakumu-syusyoku\[at\]shinshu-u.ac.jp](mailto:gakumu-syusyoku@shinshu-u.ac.jp)

(メール送信時には[at]を半角「@」に変更してください。)

2020年3月31日

各国公立大学長
各公立短期大学長 殿
各国公立高等専門学校長

就職問題懇談会座長

山口 宏 樹

(埼玉大学学長)

2020年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者
に係る就職活動での健康診断書の取扱いについて（依頼）

標記のことについて、現在「新型コロナウイルス感染症」の拡大により、いくつかの大学等において、学事の様々な活動の見直しを決定もしくは検討を行っているとの話が出てきております。特に、授業開始を遅らせることに付随して、例年春に実施されている、学内での健康診断についても、令和2年度においては春先の実施が困難となっている大学等がいくつかあることが見込まれている状況です。このことにより、大学等から学生へ健康診断書を発行できる時期も大幅に遅れる場合があると見込まれております。

就職・採用活動においては、採用選考過程で健康診断書の提出を求めることに関しては、公正な採用選考の観点から、必要性を慎重に検討し、それが応募者の適性と能力を判断する上で合理的かつ客観的に必要である場合を除いて実施しないよう政府からもお願いされているところです。一方で、採用内定後において、企業等が職場での配置の参考に健康診断書の提出を求めることは、一定の合理性もあることから、許容されうると考えます。

その様な場合において、今回の感染症対応として、学内での健康診断が延期されることに伴い、学生が大学等から健康診断書を取り寄せて、速やかに提出することができないことから、学生自らが病院等で健康診断を受診しなければならないとの無用の混乱を生じる恐れが懸念されております。

そのような混乱を避けるため、大学等におかれては、学生が企業等に対して、健康診断書の提出を求められた際に留保してもらうことを求めることができるよう、例えば、大学等のホームページにおいて、企業等に向けて、大学等での健康診断書の発行時期が遅れる旨の案内を掲示するとともに、当該情報を就職活動時に企業等に示すよう、学生に対して指導されるなどの工夫を図られるよう、御検討願います。